

富士山SDG s 推進パートナー応援団実施要領

1 名称

本会は、富士山SDG s 推進パートナー応援団（以下「応援団」という。）と称する。

2 目的

応援団は、富士宮市内で経済・社会・環境の調和した持続可能な社会を目指すSDG s の取組を行う「富士山SDG s 推進パートナー制度（以下「パートナー制度」という。）」について、市内外の自治体、事業者、市民団体などに対する普及に努めるとともに、パートナー制度登録団体に対し、SDG s 達成につながる活動を推進するための支援を行う。支援を通じては、富士宮市におけるSDG s の取組推進と地域課題の解決を目指すものとする。

3 参加要件等

(1) 応援団は、次の号のすべてを満たす団体をもって組織する。

- ① 第6項に規定する活動を行う事業者、学校、市民団体などの団体
- ② 富士宮市内に事業所を有していない団体
- ③ パートナー制度を市域内外へ発信できる団体
- ④ パートナー制度登録団体を、自身の活動で支援できる団体

(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる団体は、応援団に参加できない。

- ① 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体であることが判明した場合。また団体に同法に規定する暴力団員がいることが判明した場合。
- ③ その他、応援団として適当でないと富士宮市が認めた場合。

4 申込の方法

(1) 応援団へ参加を希望する団体は、「富士山SDG s 推進パートナー応援団参加申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）を富士宮市に提出するものとする。

(2) 富士宮市は、希望者から提出された申請書の内容を確認した上で、応援団員として適当と認める場合は、応援団員一覧を市のホームページに掲載し、富士山SDG s 推進パートナー応援団登録証（以下「応援団登録証」という。）を交付するものとする。

(3) 応援団登録証は、原則として事業所ごとに交付するものとする。

5 応援団の設置期限

応援団の設置期限は、令和12年（2030年）12月31日までとする。ただし、設置期限の満了時に、富士宮市により設置期限の延長について協議することができる。

6 活動内容

応援団は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) パートナー制度登録団体に対するSDGsの取組の支援に関すること
- (2) パートナー制度登録団体に関する情報発信及び情報共有に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的の達成につながる活動

7 登録の更新

参加団体等から特段の申出がない限り、応援団の設置期限である令和12年（2030年）12月31日まで自動的に更新されるものとする。

8 登録の変更

参加団体等は、名称、所在地、代表者、連絡先、活動内容及びウェブサイトのURLに変更があったときは、変更事項を速やかに富士宮市に届け出なければならない。

9 登録の辞退

参加団体等は、登録の有効期間の途中で登録の辞退をしようとするときは、富士宮市に申し出なければならない。

10 登録の取消

富士宮市は、参加団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3項に掲げる参加要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正の事実により登録を受けたとき。
- (3) 第9項の規定に基づく辞退届が提出されたとき。
- (4) 取組の実態がない等の理由により、市が登録の取消をすることが適当と認められたとき。

11 その他

この要領に定めるもののほか、応援団運営に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年11月29日から施行する。